

平成23年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 徳島県後期高齢者医療広域連合告示第7号

平成23年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年7月22日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 原 秀 樹

(1) 期日 平成23年8月9日

(2) 場所 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県国保会館3階 研修室

2 平成23年8月9日(火)午後1時30分開会

3 出席議員は、次のとおりである。

1番 岡 南 均	2番 須 見 矩 明
3番 泉 理 彦	4番 井 内 建 治
5番 秋 本 喜久雄	6番 川真田 哲 哉
7番 野 崎 國 勝	9番 木 下 善 之
10番 中 田 丑五郎	12番 原 仁 志
15番 坂 口 博 文	16番 影 治 信 良
17番 福 井 雅 彦	18番 五軒家 憲 次
19番 原 田 幹 夫	20番 増 谷 禎 通
21番 江 西 博 文	22番 玉 井 孝 治
23番 村 上 浩 一	24番 小 坂 重 夫
25番 川 原 義 朗	

4 欠席議員は、次のとおりである。

8番 藤 川 俊	11番 笠 松 和 市
13番 後 藤 忠 雄	

5 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

広域連合長	原 秀 樹	副広域連合長	岩 浅 嘉 仁
副広域連合長	広 瀬 憲 発	監査委員	藤 原 孝 信
事務局長	谷 口 榮 一	総務課長	増 田 敏 雄
事業課長	天每木 孝 利	総務課主査	廣 瀬 晃 代
事業課主査	杉 山 洋		

6 職務のため出席した職員の職氏名は、次のとおりである。

総務課係長 栗 本 ゆかえ

7 議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名について

- 第2 会期の決定について
- 第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 第4 監査委員による監査報告について
- 第5 議長の選挙について
- 第6 同意第3号 徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第7 議案第5号 平成23年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第6号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 平成22年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

8 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 日程第4 監査委員による監査報告について
- 日程第5 議長の選挙について
- 日程第6 同意第3号
- 日程第7 議案第5号から議案第7号まで

(午後1時30分開会)

○副議長（村上浩一君）

ただ今より、平成23年8月徳島県後期高齢者医療広域連合定例会を開会いたします。
現在、議長が欠員となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、私が議長の職務を行います。御協力のほどをよろしくお願いいたします。
それでは、広域連合長から、招集の挨拶があります。

○副議長（村上浩一君）
連合長

○広域連合長（原秀樹君）

平成23年8月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
本日は、徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席賜りましてありがとうございます。
後期高齢者医療制度につきましては、制度開始から3年が経過し、安定した運営を行っておりますが、新たな高齢者医療制度につきましては、今国会への法案提出も見送られ、依然として、制度の枠組み、移行期間など不透明な状況でございます。
このような中で、当広域連合といたしましては、現行制度が継続されている間は、高齢者の皆様が安心して医療を受けていただけるよう、適切な運営を行うことが責務であると考えております。今後とも議員各位の御指導、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。
なお、今定例会には、平成23年度特別会計補正予算など4件の議案を提出いたしております。詳細につきましては、後ほど事務局長から説明を申し上げますので、十分に御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（村上浩一君）

これより、本日の会議を開きます。
日程に先立ち、諸般の報告をいたします。まず、議員の辞職について御報告申し上げます。去る4月に、笠井国利議長が徳島市議会におきまして辞職されておりますので、御報告申し上げます。
次に、徳島市選出の折目信也議員、鳴門市選出の山本秀議員、小松島市選出の宮崎欽司議員、阿南市選出の岩浅嘉仁議員、神山町選出の後藤正和議員、牟岐町選出の大神憲章議員、松茂町選出の佐藤富男議員、北島町選出の大溝典幸議員が閉会中に各市町の議会におきまして辞職されておりますので、御報告申し上げます。
次に、このほど徳島市議会議長、鳴門市議会議長、小松島市議会議長、阿南市議会議長、牟岐町議会議長、松茂町議会議長及び北島町議会議長から、それぞれ広域連合議会議員選出の通知があり、これを受理しておりますので御報告申し上げます。
次に、監査委員から、4月及び7月に実施した決算審査及び例月出納検査の結果について、副議長宛てに報告書が提出されておりますので、御報告いたしておきます。
次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

○副議長（村上浩一君）

次に、去る2月定例会において選任されております原監査委員から御挨拶したいとの申出がありますので、これを許可します。

○副議長（村上浩一君）

原仁志君

○12番（原仁志君）

皆様こんにちは。佐那河内村長の原仁志でございます。

先の2月議会におきまして、監査委員の選任に御同意を頂き、誠にありがとうございました。

もとより、微力ではございますが、誠心誠意努力いたしますとともに、公正に職務を遂行し、監査委員としての職責を全うしてまいりたいと存じております。

今後とも、皆様方の温かい御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、監査委員就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

（拍手）

○副議長（村上浩一君）

なお、本日の会議に欠席の届出のありました方は、8番藤川俊君、11番笠松和市君、13番後藤忠雄君、以上であります。

○副議長（村上浩一君）

それでは、日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、副議長において、21番江西博文君、24番小坂重夫君を指名いたします。

○副議長（村上浩一君）

次に、日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（村上浩一君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○副議長（村上浩一君）

次に、日程第3新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、このたび本広域連合議会議員に選出されました方々は、徳島市から岡南均君，須見矩明君，鳴門市から泉理彦君，小松島市から井内建治君，阿南市から秋本喜久雄君，牟岐町から福井雅彦君，松茂町から原田幹夫君，北島町から増谷禎通君，以上の方々であります。

新たに選出された議員の議席については，会議規則第4条の規定により，副議長において，ただ今，御着席のとおり指定いたします。

○副議長（村上浩一君）

次に，日程第4監査委員による監査報告については，本定例会に上程されております議案のうち，決算に関する案件がございますので，藤原代表監査委員に監査結果の報告を求めます。

○副議長（村上浩一君）

藤原監査委員

○代表監査委員（藤原孝信君）

監査委員の藤原でございます。副議長から監査報告を求められましたので，決算審査の結果を御報告申し上げます。地方自治法第233条第2項の規定に基づき，審査に付されました平成22年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして，7月21日，決算審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては，決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準じて調製されており，関係諸帳簿並びに証拠書類等を照合し，慎重に審査を実施した結果，決算書及び関係書類の係数は正確であり，会計処理手続につきましても適正であると認めたところでございます。なお，予算の執行につきましては，関係法令及び予算の議決の趣旨にのっとり，適正かつ効率的に執行されているものと認められましたので，ここに御報告申し上げます。

○副議長（村上浩一君）

次に，日程第5議長の選挙を行います。

議場の出入口を閉じます。

（議場閉鎖）

○副議長（村上浩一君）

ただ今の出席議員数は，21人です。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○20番（増谷禎通君）

副議長

○副議長（村上浩一君）

小休します。

（午後 1 時 4 1 分小休）

（午後 1 時 4 2 分再開）

○副議長（村上浩一君）

開会します。

○副議長（村上浩一君）

小休中に増谷君から立候補の挨拶について御意見がありましたが、議会における選挙については、地方自治法第 1 1 8 条において立候補制を採っておりませんので、よろしくお願いたします。

○20番（増谷禎通君）

投票するのに名前も何も分からない。おかしい。

（「議事進行」と言う者あり）

○副議長（村上浩一君）

そのまま思う人を書いてください。

○副議長（村上浩一君）

投票用紙の配布漏れはないですか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（村上浩一君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○副議長（村上浩一君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人 1 名の氏名を記載してください。

○副議長（村上浩一君）

ただ今から投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、点呼に応じて、順次、投票願います。

職員に点呼を命じます。

（点呼・投票）

○副議長（村上浩一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（村上浩一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○副議長（村上浩一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番岡南均君及び2番川原義朗君を指名いたします。よって、両君の立会いを願います。

（開票）

（9番木下善之君退場）

（9番木下善之君入場）

○副議長（村上浩一君）

開票の結果を報告いたします。投票総数21票。これは、先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち、有効投票20票、無効投票1票です。

有効投票のうち須見矩明君18票、岡南均君1票、増谷禎通君1票。以上のとおりであります。

○副議長（村上浩一君）

この選挙の法定得票数は、5票です。

よって、須見矩明君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

○副議長（村上浩一君）

ただ今、議長に当選されました須見矩明君が議場におられますので、本席から会議規則

第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました須見矩明君から御挨拶があります。

○副議長（村上浩一君）

須見矩明君

○2番（須見矩明君）

議長の就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただ今、皆様方の御支持を賜り、議長の要職に就かせていただくことになりました、徳島市議会の須見矩明でございます。

微力ではございますが、議会の円滑な運営に全力で取り組んでまいる所存でございます。

今後とも、皆様方の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、議長就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（村上浩一君）

議長が選挙されましたので、議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

（副議長村上浩一君退席、議長須見矩明君議長席に着く）

○議長（須見矩明君）

次に、日程第6同意第3号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○議長（須見矩明君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

ただ今、御提案いたしました徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について御説明申し上げます。本案は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項及び第12条第5項の規定に基づき、徳島県市長会副会長、岩浅嘉仁氏の副広域連合長への選任について、御同意をお願いするものでございます。どうぞよろしく御願い申し上げます。

○議長（須見矩明君）

お諮りいたします。本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

御異議なしと認めます。よって、本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

御異議なしと認めます。よって、同意第3号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（須見矩明君）

ここで、副広域連合長の出席を求めることにいたします。

（副広域連合長岩浅嘉仁君入場）

○議長（須見矩明君）

副広域連合長から御挨拶があります。

○議長（須見矩明君）

岩浅嘉仁君

○副広域連合長（岩浅嘉仁君）

阿南市長の岩浅でございます。

ただ今は、副広域連合長の選任に御同意を頂きまして、誠にありがとうございました。

原広域連合長の下、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、現行制度の円滑な実施に努めてまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

（拍手）

○議長（須見矩明君）

次に、日程第7議案第5号平成23年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第6号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第7号平成22年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。以上3件の提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長（須見矩明君）

事務局長

○事務局長（谷口榮一君）

議案第5号から議案第7号までを順次、御説明させていただきます。恐れ入りますが、資料②の3ページをお願いいたします。議案第5号平成23年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,893万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,087億713万8,000円とするものでございます。補正予算の概要でございますが、前年度の療養給付費に対する社会保険診療報酬支払基金、国、県及び市町村からの負担金に超過交付が生じたため、当該超過分を返還するものでございます。

次に、議案第6号につきまして御説明させていただきます。資料④の1ページをお願いいたします。議案第6号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。恐れ入りますが、内容につきましては、概要説明書で御説明させていただきます。資料⑤の条例議案概要説明書の1ページをお願いいたします。1の改正の趣旨でございますが、東日本大震災により被災した被保険者に係る保険料について、減免の範囲を拡大するため、所要の改正を行うものでございます。2の改正の概要でございますが、東日本大震災の生じた日に特定被災区域内に住所を有していたことにより被災した被保険者の保険料について、被保険者均等割額を含めた額を減免の対象とするものでございます。3の施行期日につきましては公布の日から施行し、改正後の規定は、平成23年3月1日から適用するものでございます。

次に、議案第7号につきまして御説明させていただきます。資料④の2ページをお願いいたします。議案第7号平成22年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、平成22年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定をお願いするものでございます。一般会計の決算の概要につきましては、資料⑥の15ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、一般会計の歳入総額は1億3,081万1,017円、歳出総額は1億2,528万816円、歳入歳出差引額は553万201円、実質収支額も同額でございます。なお、実質収支額は地方自治法第233条の2の規定により、全額基金に繰入れるものでございます。次に、特別会計の決算の概要でございますが、同じく資料⑥の41ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、特別会計の歳入総額は1,024億1,754万1,115円、歳出総額は1,020億3,990万446円、歳入歳出差引額は3億7,764万669円、実質収支額も同額でございます。なお、実質収支額につきましては、翌年度の財源として全額繰越すものでございます。以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（須見矩明君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

○議長（須見矩明君）

これより、質疑に入ります。通告がありましたのは、1名であります。通告者の発言を許します。

20番増谷禎通君

○議長（須見矩明君）

20番

○20番（増谷禎通君）

それでは、議長からお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきたいと思いません。今日は、傍聴いただきましてありがとうございます。皆さんも、今、傍聴をしていただいております。お分かりいただきましたとおり、議会運営における議長選挙に私は立候補表明をさせていただきたいというふうなことを申し上げました。この議会に入ります前に全員協議会がございまして、こういう審理を十分尽くすという状況でございませぬので、私は一般質問以外の決算の認定に対する質疑もお願いしたいというふうに申し上げましたけれども、全般を通して50分の時間しか与えられないということでございまして、今日も決算認定について質問をさせていただきたいと言いましたけれども、通告がなかったということでこれも許されませんでした。是非、傍聴をしていただいた皆さん方が、この11万5,000人という後期高齢者被保険者の代表としてこうした意見を述べる機会がもっとあってもいいというふうに思います。この議会が本来の民主的な議会になるためにも、私は議長に立候補したいという意思を表明したわけでありませぬ。

さて、時間が50分というふうに限られております。そういう中で、5問質問の提出をいたしております。まず、1番目でございますけれども、後期高齢者医療制度の廃止問題についてでございます。民主党は選挙公約で後期高齢者医療制度の廃止を掲げ国民の支持を得て政権交代を果たし、その結果、平成25年までに廃止するというようになっておりました。しかしながら、未だその明確な方針は示されておられません。梶添厚生大臣ですら後期高齢者医療制度は「乳母捨て山行きかな」というようなあのバスの絵を描いて表現したとおりでございまして、年齢による差別が大きな問題になったわけでありませぬ。高齢者の方は早く廃止して元の老人保健制度に返すべきだと訴えておりますけれども、現在どのような準備が進んでいるのか、伺いたいというのでございませぬ。

（9番木下善之君退場）

2問目は、廃止された場合、市町村単位の老健法に返るのか、それとも国保の広域化も国としては検討されておりますけれども、そういう方向に進むのか、どのような方針か聞きたいというのでございませぬ。

2番目は、20年度から22年度までの医療費の推移についてでございます。後期高齢者医療制度の第1条目的というところで、国民の高齢期における適正な医療の確保と医療費の適正化を推進する。また、被保険者の健康診査等の実施をすると書かれております。ここで書かれている適正化とは医療費の削減を示すものでありませぬ。20年2月徳島県は国の方針を受けて療養病床を43パーセント削減し、約4,800床を2,755床に

する目標を定めております。病床を削減することによって長期療養患者を閉め出すなどの方針が出ておりますけれども、現在、その病床等は目標どおり削減され、医療費は削減されていたのか、3年間の推移について数字で示していただきたいというのが第1問目でございます。

2問目は、7月20日付けの国保新聞というのがここにありますけれども、

(現物を示す)

この国保新聞の中で後期高齢者医療費は1兆2,600億円で5.5パーセント増と書かれております。また、加入者は1,410万人になり、1人当たりの年間医療費は約89万4,000円となっております。削減をするとして作られた後期高齢者医療制度でありますけれども、毎年大幅に増大しておりますので、この結果、保険料が今後値上げされることになるのか、するとすれば、幾らぐらい値上げされるのか、この機会にお聞きしておきたいということでございます。

先ほど国保新聞のことを申し上げましたけれども、入院による医療費は、6兆300億円余りというふうに書かれておまして、7.8パーセント増と書かれております。ベッド数を減らしたにもかかわらず入院費は増え続けているこの現状でございまして、徳島県の広域連合での長期入院療養者数と医療費が分かれば、報告をいただきたいのであります。

3番目は、健康診査及び人間ドック・脳ドックについてでございます。1問目は、健康診査の受診状況、被保険者数は11万5,800人余りでございますけれども、この中で22年度健診の対象者は2万5,320人というふうに報告されておりますが、このうち、受診者は、5,828人となっております23.02パーセントであります。余りにも少ないわけでございますので、国保における特定健診率は年ごとに上がっておりますけれども、40パーセントを切るとペナルティーが科せられるというようなことも決められております。後期高齢者医療制度では、このペナルティー制度というものがあるのか。また、今後どのようにこの健診率を上げる方針か、お聞きしておきたいと思うわけでありまして、

2問目は、20年8月議会で私は、後期高齢者医療制度の中にも人間ドック・脳ドックの補助制度を創設すべきだという質問をいたしました。その当時の事務局長は、人間ドック・脳ドックの費用に対しても国からの支援が行われる見込みとなっているという回答をいたしておまして、その後市町村に対する助成措置は実施されているのか聞きたいのであります。

3問目は、がん検診、胃がんや肺がん、大腸がん、乳がんなどでございますけれども、集団検診及び民間検診については、後期高齢者医療の被保険者でも受診ができることになっております。こうした状況のもとで、人間ドック・脳ドックについても市町村長の判断で受診できるというふうに思うわけでありまして、いかがでしょうか。お伺いしておきたいと思うわけでありまして、

4番目は、保険料の滞納や不能欠損と短期被保険者証交付についてでございます。滞納者に対しては、資格証明ではなく、短期保険証が現在交付されているというふうに聞いております。保険証がなく医療を受けられないという批判の声に答えたものであるというふうに思いますけれども、そうした短期保険証は4か月ということになっておまして、こ

れを繰り返せば、やがて取上げられるということになるわけでございます、報告書にありますように4月1日現在394人に交付されているということになっております。長期滞納者にこの短期保険証を過去何回くらい交付しているのか。そして、その後無保険者になった人はいないのか、お聞きしておきたいと思うわけであります。

(9番木下善之君入場)

2問目は、いよいよ猶予期間が終わりまして後期高齢者の場合は2年でございますので、長期滞納者の保険料に対する不能欠損というのが生じるわけでございます。決算では幾らの不能欠損が出ているのか、お聞きしておきたいと思うわけであります。

5番目でございますけれども、後期高齢者医療制度の運営協議会についてでございます。現在、この後期高齢者医療制度の運営協議会は、運営懇話会ということで行われているそうでございますけれども、この懇話会の構成メンバーと開催日時、議事録などの資料を公開していただきたいということが私の最初の質問でございます、答弁によりまして再問を行っていきたくと思います。

○議長（須見矩明君）
事務局長

○事務局長（谷口榮一君）

御質問について、順次、御答弁申し上げます。まず、平成25年度までの後期高齢者医療制度の廃止について現在どのような準備が進んでいるのかとの御質問でございますが、政府では後期高齢者医療制度に代わる新しい高齢者医療制度について検討を続けてきた厚生労働省の高齢者医療制度改革会議において、昨年12月に最終とりまとめが行われ、法案の提出に向けて国と地方の協議の場を設けるとあり、現在、新制度の運営主体になる都道府県と国において協議を行っているところでございます。厚生労働省は、今春の通常国会に改正法案を提出し、成立させるというスケジュールでしたが、前月の7月までに法案は提出されておらず、法改正の時期も明らかになっていない状況でございます。

また、新制度への移行には、法案成立後、システム改修や制度周知など相当の準備期間を要するため、スケジュールを含め、今後どう進めていくのかも明らかにされておらず、現時点では、極めて不透明な状況でございます。当広域連合といたしましては、政府、国会、全国知事会など法案提出に向けた新制度改革の情報収集に努め、現行制度が続く限り被保険者の皆様に不安を与えることのないよう、現行の制度運営に全力を尽くしてまいります。

(19番原田幹夫君退場)

次に、廃止された場合の保険加入と国保の広域化についての御質問でございますが、高齢者医療制度改革会議では後期高齢者医療制度を廃止し、加入する制度を年齢で区分することなく、75歳以上の方も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとされて

います。また、国保の広域化については、第一段階、平成25年度で75歳以上について都道府県単位の財政運営とし、第二段階、平成30年度で全年齢について都道府県単位化するとの最終とりまとめが示されましたが、現在、新制度運営主体になる都道府県と国において協議が行われていると考えているところでございますが、具体的な内容については明らかにされていない状況でございます。

次に、平成20年度から22年度までの医療費の推移についてお答えいたします。まず、徳島県の医療適正化計画の内容でございますが、平成18年10月1日における医療療養病床数3,278床のうち、回復期リハビリテーション療養病床326床を除いた2,952床を197床減少し2,755床とする目標を設定しております。この計画の中間評価時の平成22年4月1日の療養病床数は2,746床で206床減少し、目標数を上回っています。

次に、1人当たりの医療費の推移については、平成20年度88万4,774円、平成21年度91万3,080円、対前年度比3.2パーセントの増、平成22年度93万4,733円、対前年度比2.4パーセントの増となっています。なお、高齢者の医療の確保に関する法律は、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としております。この目的を達成するため、医療の効率的な提供を推進していくという意味での医療費の適正化を進めております。

(19番原田幹夫君入場)

これに関しまして、都道府県において療養病床数の数値目標を設定するものとされておりますが、これは介護保険施設等に対応可能な患者は介護保険施設で対応するという考えを基に実情を加味して設定されるものでございます。目標数値には逆に介護保険施設から医療療養病床に転換する見込数が加えられており、医療療養病床数の削減が長期療養患者を閉め出すものではないと理解をいたしております。

次に、医療費が増大した結果、保険料は値上げされることになるのか、上がるとすればどのくらい上がるのかとお尋ねについてお答えいたします。徳島県における平成22年度後期高齢者医療の医療費は、1,071億6,200万円で前年度比4.4パーセント増、被保険者数は11万5,805人で前年度比1.7パーセント増、被保険者1人当たりの医療費は93万4,733円で前年度比2.4パーセント増となっております。また、来年度以降も被保険者数や被保険者1人当たりの医療費の増加により、医療費は増加することが予想されることから、保険料につきましては引上げざるを得ない厳しい状況にあると認識をしているところでございます。しかしながら、後期高齢者の保険料負担率は、現役世代の人口減少等に応じて引上げる状況になっておりますが、より公平な見地から負担率の引上げ幅を抑制し、加えて財政安定化基金の取崩し等により、可能な限り保険料の増加を抑制しております。なお、新しい保険料率は、厚生労働省から示される被保険者の伸び率、被保険者1人当たり医療費の伸び率、全国の被保険者1人当たりの所得額などの数値を基に算定を行うこととなります。今後の保険料につきましても、できる限り引上げ幅を抑制することとしておりますが、現在のところ、算定に必要な数値が提示されるのは9月以降となることを見込まれておりますので、現時点で保険料率がどのくらい上昇するの

かは予測できていない状況でございます。

次に、後期高齢者医療広域連合での長期入院療養者数と医療費についての御質問でございますが、現在、レセプトデータが1か月単位となっていること、医療機関単位になっていることなどにより、個人個人の入院期間については、把握することが難しい状況でございます。しかしながら、レセプトが電子化されて、より細かい統計ができるようになれば、被保険者ごとの入院期間や療養病床への入院患者数等の医療費適正化につながるデータの把握ができることから、今後の検討課題であると考えております。

続きまして、国民健康保険での特定健康診査は、40パーセントを切るとペナルティーが科せられるが、広域連合の場合ペナルティーはないのか。また、今後どのようにしてこの健診率を上げる方針かとの御質問でございますが、国民健康保険が実施する40歳から74歳の被保険者が受診する特定健康診査については、平成20年度から内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査及び保健指導の実施が義務付けられたことにより、平成25年度より特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率及びメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率によりペナルティーが科せられます。しかしながら、後期高齢者医療が実施する健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の早期発見のための健康診査であり、努力義務となっておりますことから、ペナルティーはございません。健康診査受診率の向上についてでございますが、各市町村によって平成22年度の健診受診率が34.48パーセントから15.92パーセントと幅があり、受診率に差が生じております。今後は、健診対象者抽出方法の見直しや広報紙、リーフレット等の郵便物を送付する機会などあらゆる機会を活用して、健診受診率の向上が図れるよう周知を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、人間ドックの費用に対して市町村に助成措置が行われたのかとの御質問でございますが、広域連合では市町村が主体となり、地域の実情に沿って行う長寿健康増進事業のうち人間ドック事業を後期高齢者医療事務担当者会議、担当課長会議、市町村訪問等で市町村主体での人間ドック実施をお願いしているところでございます。この助成は、国の特別調整交付金が財源であり、例年補正予算において調整交付金が決定されており、当初予算の段階では補助金が100パーセント担保されないことや特別調整交付金に上限額があり、また、対象市町村の増加等により全額補助ができなくなることもあり得ることから、市町村からは事業実施の申出はございません。今後も、広域連合といたしましては、後期高齢者医療事務担当者会議等で、速やかに、市町村に情報を提供し、人間ドック実施市町村が増えるよう努力をしてまいりたいと考えております。

次に、人間ドック・脳ドックも市町村長の判断で受診できるのかとの御質問でございますが、先ほど御答弁いたしましたとおり、市町村が主体となり、地域の実情に沿って行う人間ドック事業等を各会議等においてお願いをいたしており、実施することは可能と考えております。

続きまして、長期滞納者に対して短期被保険者証を何回交付しているのかとの御質問に御答弁いたします。短期被保険者証の交付につきましては、前年度以前の保険料について滞納が解消されていない、若しくは、納付の誠実な履行が行われていない長期滞納者に対して4か月ごとの更新で交付いたしております。短期被保険者証を交付する目的といたしましては、有効期限の短い被保険者証を交付することにより、納付相談の機会を増やし、

保険料の納付を直接働きかけ、個々の状況に応じたきめ細やかな収納対策を行っていくこと等がございます。したがって、実際には、短期被保険者証を交付する3週間前に、短期被保険者証交付候補者に対して「保険料の納付のお願い及び納付相談のご案内について」の通知を当広域連合で作成し、市町村を通じて送付してもらうように依頼しております。そうすることで、納付相談の結果、保険料の完納及び分納誓約書で納付の誠実な履行を約束する等の被保険者の方々については、短期被保険者証の該当者からは除外することとしております。また、特に医療を受ける機会を損なわないようにするためにも、公費負担医療の受給者についても同様に除外することといたしております。したがって、当広域連合といたしましては、被保険者が継続して保険証の使用ができるような交付を市町村に依頼し、画一的な交付とならないよう努めております。これらを踏まえ、平成23年4月1日現在の394名の交付対象者については、年間を通じて計3回、8月、12月、翌年4月、過年度の平成21年度についても多くて3回の短期被保険者証を交付いたしております。また、資格証明書についてでございますが、厚生労働省が「高齢者が必要な医療の機会が損なわれることのないよう原則としては交付しないこと」を基本方針としていることから、当広域連合においても資格証明書の交付はございません。今後とも、国の方針に沿い、資格証明書の取扱いについても適切な運用の徹底に努めてまいります。以上のことから、短期被保険者証も継続して使用できるよう交付に努めており、資格証明書も交付していませんので、現段階で無保険の状態になっている被保険者はいないと考えております。

次に、不納欠損はどのようになっているのかでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律第48条に基づき、保険料の収納業務は市町村事務となっております。平成20年度賦課分の保険料で時効が完成した保険料についての不納欠損処分は、徴収権のある市町村で行われるものであり、その不納欠損額については、現在、各市町村から報告を受けて集計をしているところでございます。

(22番玉井孝治君退場)

当広域連合といたしましては、不納欠損が生じないよう各市町村に対し、きめ細やかな収納対策を講じることにより適切な収納業務に努めていただけますよう協力を依頼し、対応しているところでございます。

続きまして、後期高齢者医療広域連合運営懇話会についての御質問に御答弁申し上げます。後期高齢者医療制度を適正かつ円滑に進めていくため、当広域連合においても運営懇話会を設置し、平成21年度から懇話会を開催いたしております。現行の後期高齢者医療制度の見直しが予定されている中、後期高齢者医療制度の運営に関し、様々な立場から御意見を頂き、今後の運営において重要な御意見、実現可能な御意見など医療制度の運営に必要な事項を整理し、新制度に必要な要件も全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に提案しているところでございます。組織といたしましては、委員12名以内で構成し、後期高齢者医療制度に関係する被保険者を代表する者、医療保険関係者、医療関係者及び学識経験者・有識者をもって構成し、多方面から専門的な様々な御意見を頂くことといたしております。

(2 2 番玉井孝治君入場)

懇話会の開催でございますが、昨年度は、懇話会を1回開催いたしております。結果につきましては、広域連合のホームページによって取りまとめた御意見等を公表いたしております。以上でございます。

○議長 (須見矩明君)

20番

(2 3 番村上浩一君退場)

○20番 (増谷禎通君)

あと何分か。

○議長 (須見矩明君)

あと15分。

○20番 (増谷禎通君)

15分しかないということでございますけれども、再問をさせていただきたいと思えます。今、答弁を頂きましたけれども、私はこの議論の中では、ほんとに十分尽くせないと思えますけれども、やはりこういう機会を捉えて質問をしていくということは、非常に重要だと考えております。再問の1番目でございますけれども、国保新聞の8月1日付けによりますと、後期高齢者医療制度廃止法案先送りというのがここに書かれております。当初、通常国会に提出される予定であった後期高齢者医療制度廃止法案は、与党関係団体との調整がつかなかったため、8月末の通常国会への提出は見送るという決定をしたというふうに書かれておまして、その結果、25年3月からの後期高齢者医療制度廃止と国保を全年齢で都道府県単位化する方針は、26年3月に修正をされたというふうに書かれております。ただ、国保の保険者を都道府県とする方向については全国知事会は反対を表明している。次期通常国会への提出における調整も難航が予想されるというふうに書かれております。

(2 3 番村上浩一君入場)

中間とりまとめで書かれているように、広域連合は住民から認知されていない。広域連合長は住民から直接選ばれていないため、責任が明確でない。調整機能が十分働いていない。市町村からの派遣職員を中心に運営組織されているため、ノウハウの継承が困難であるといった問題点があるとこの新聞等でも指摘をされておりますように、被保険者に対するきめ細かな健診や指導や滞納者への相談が、結局は市町村自治体任せになるというわけでございます。私たちは広域化に対して反対していかなければならないと思うわけでありませう。

2番目は、先ほどの答弁にもありましたように、医療費は年々増加をしております、徳島県の1人当たりの医療費は全国平均89万4,000円より4万円余り高くなっております。福岡県は110万円で全国1ですが、入院受診率の多い県は1人当たりの医療費が高くなるというふうな報告もこの新聞の中で行われております。1番低い県は新潟県で71万5,000円であり、福岡県と約38万5,000円の差がございます、この地域格差の原因の一つが、循環器系疾患であると結論づけております。徳島県は糖尿病ワースト1というような県であり、健診や健康指導に力を入れる必要があるわけでございます、3番目でございますけれども、健診について2番でも言いましたように、健診の受診率が非常に低いという状況、これを高めていくためにも、なんとしても、この受診率を高めてですね、医療費の削減につなげていかなければならないと思うわけでありまして、私は、北島町の国保運営協議会の会長をいたしております、昨年佐賀市を視察いたしました際に、特定健診を受診した方の被保険者証に健診受診シールを貼るという制度を見てまいりました。この結果、受診率の向上を図っているという状況でございます。これであれば、既に、病院で生活習慣病等いろいろな診療を受けている方でも健康診査の内容を年に1回追加し、健診終了のシールを貼る、このことによって受診率向上を図っていけるというふうに思います。他の病気の予防にもつながるわけでございますので、是非こうした問題を検討していただきたいと思うわけございまして、北島町ではこの問題について地元の医師会に働きかけをいたしておるところでございます。

また、人間ドック・脳ドックは、自治体の独自の活動であるという報告がございましたように、後期高齢者といえども、この受診可能である乳がんや胃がんやこうしたがん検診と同じように人間ドックも、後期高齢者も受診できることが明らかになっておるわけございまして、是非、各自治体でもこうした問題を推進していただきたいと思うわけでございます。

また、不能欠損についてでございますけれども、死亡による不能欠損というのが当然でできているわけございまして、北島町でもできております。後期高齢者医療制度は個人保険でございますので、扶養者への請求ができないということで滞納が発生する。このことははっきりしております。死亡につながらないようにこの後期高齢者医療保険の運用が的確に、適切に行われるよう指導願いたいというところであります。

また、懇話会の問題でございますけれども、元々、高確法には、後期高齢者である被保険者への意見を聴取する目的での運営協議会というのが制度上作られておりません。こうしたことから、私どもも質問をしております、厚労省もこうしたところで、懇話会というのを作られてきたわけでございますけれども、これも、条例とか法的に作られたわけございせんけれども、今、徳島県でもこの懇話会を設置しておるわけでございます。この構成メンバーの人選は連合長が委嘱をするということになっております。議会の構成も首長や副議長の充て職という現在のこの議員制度、これについても各自治体で、やはり議員間で調整をし、改善をしていかなければならないわけでございますけれども、被保険者の意見が反映される、例えば、懇話会の委員については広く公募をすべきであるというふうに思うわけでございます。ホームページで公開されているというふうに答弁されておりますが、ホームページを見てみましたが、この懇話会のページを引き出すことが非常に難しかった。そこで、もっと分かりやすいホームページにすべきだということで改善を

求めております。また、懇話会の議事録を是非皆さんにも見ていただきたいと思います。委員の発言の中に消費税を7パーセントぐらいにしたら良いのではないかと。また、他の委員は1パーセント上げたら4兆5,000億円くらい税収が増える。必要な財源の額にあわせて上げたら良いというようなことも言われております。これらの意見を県民の皆さんに公表したら、懇話会などなくても良いというような批判を受けると思うわけでありませう。

(発言する者あり)

○20番(増谷禎通君)

何をごちゃごちゃ言よんですか。一般質問しよんじゃ。黙っといてください。質問をしよんです。

(発言する者あり)

○議長(須見矩明君)

静粛に願います。

○20番(増谷禎通君)

質問しよんです。

批判を受けるといふふうにするわけでありませう。連合長がこの人選についてどのように考えておられるかお尋ねしたいと思ひませう、私はこの問題の再問で終わりたいと思ひませう。

(発言する者あり)

○議長(須見矩明君)

静粛にしてください。

(発言する者あり)

○議長(須見矩明君)

静粛にしてください。

○議長(須見矩明君)

事務局長、時間がございませぬので、短く願ひませう。

○事務局長(谷口榮一君)

御再問について、順次、御答弁を申し上げます。まず、健診や健康指導に力を入れる必要があるのではないかとのお再問でございませう、全国的には、後期高齢者の入院件数のうち循環器系疾患の割合が最も高いことから、生活習慣が医療費に大きく関わっている

ことがうかがえます。また、御質問のとおり徳島県は糖尿病死亡率ワースト1であり、このことから健診や健康指導の充実が医療費抑制のために有効であると考えられます。健康診査は先ほども申し上げましたとおり、健診受診率の向上が図れるよう周知徹底を引き続き行っていきたいと考えております。また、健康指導については各市町村との連携を密にし市町村と共に充実を図って行きたいと考えております。

次に、不納欠損についての御再問についてでございますが、当広域連合といたしましては、初問でもお答えいたしましたとおり、きめ細やかな収納対策を講じることにより適切な収納業務に努めていただけるよう、今後とも市町村に協力を依頼することで対応してまいりたいと考えております。

次に、懇話会委員の人選についての御再問でございますが、後期高齢者医療制度は平成20年4月から開始され、3年間の期間を経過しており、この間、制度上の課題、運用面での課題があり、順次改善されてきたところであります。このような中で懇話会の役割は、後期高齢者医療制度の健全な運営を行うために必要な御意見、御提言を頂くために設置しているところでございます。また、制度の運営に当たっては、医療・保険制度について専門的な御意見等を頂くことが必要であると考えられますので、今後とも公募しない方向で行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（須見矩明君）

以上をもって、通告による質疑は終わりました。これをもって、質疑を終結いたします。

○議長（須見矩明君）

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（須見矩明君）

これより、順次、採決いたします。なお、採決は、起立によって行います。

○議長（須見矩明君）

お諮りいたします。まず、議案第5号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須見矩明君）

起立多数であります。よって、議案第5号については、原案どおり可決されました。

○議長（須見矩明君）

次に、議案第6号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須見矩明君）

起立全員であります。よって、議案第6号については、原案どおり可決されました。

○議長（須見矩明君）

次に、議案第7号について、原案どおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須見矩明君）

起立多数であります。よって、議案第7号については、原案どおり認定することに決定いたしました。

○議長（須見矩明君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（須見矩明君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定いたしました。

○議長（須見矩明君）

以上をもって、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

○議長（須見矩明君）

閉会前に広域連合長から御挨拶があります。

○議長（須見矩明君）

連合長

○連合長（原秀樹君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の定例会におきましては、議長の選挙が行われ、就任されました須見議長に対しま

して、心からお喜びを申し上げますとともに、今後とも格別の御協力をお願いする次第でございます。

また、今定例会に御提案申し上げました補正予算などの議案につきまして御審議を賜り、いずれも原案どおり御可決を頂きましたことに厚くお礼申し上げます。

また、人事案件として、副広域連合長の選任につきましても議員の皆様の御賛同により、お認めいただきましてありがとうございます。

冒頭でも申し上げましたとおり、引き続き現行制度の円滑な運営に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、今後とも格別の御指導、御鞭撻（べんたつ）を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（須見矩明君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって、平成23年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後2時58分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年8月9日

議 長	須 見 矩 明
副議長	村 上 浩 一
会議録署名議員	江 西 博 文
会議録署名議員	小 坂 重 夫